

# 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）手続きの要否の判定

工事は、以下の①～⑦に該当する

## 土地の形質変更

- ①盛土により1m超の崖を生じる
- ②切土により2m超の崖を生じる
- ③盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生じる（①、②を除く）
- ④盛土で高さが2m超となる（①、③を除く）
- ⑤盛土又は切土する面積が500㎡超かつ施工前後の地盤面の標高差が30cm超となる（①～④を除く）

## 土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となる
- ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超かつ施工前後の地盤面の標高差が30cm超となる

